

交渉(全労働福島支部)議事概要

福島労働局長(当局)は、令和5年7月10日(水)、全労働福島支部執行委員長(全労働支部)と職員の処遇改善等に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

全労働福島支部

次の事項について、「2023全労働夏季統一要求書」の提出があり、処遇改善の立場から問題を解決するよう要求された。

- 1 労働行政体制の拡充について
- 2 賃金の改善等について
- 3 各種感染症にかかる健康・安全確保について
- 4 都道府県労働局のあるべき人事制度について
- 5 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について
- 6 人事評価制度について
- 7 非常勤職員の労働条件改善について
- 8 労働時間・休暇制度の改善について
- 9 労働条件、職場環境等の改善について

当局

要求のあった事項について、次のとおり回答した。

- 1 労働行政体制の拡充について

福島県民をはじめとする国民の期待に応えるためには、重要な課題であると考えており、行政体制の整備、拡充及び事務簡素・合理化が不可欠であると認識している。

今後とも効果的・効率的な行政運営を行うとともに、人員体制の確保についても取り組んでまいりたい。

- 2 賃金の改善等について

賃金については、職員の生活と勤労意欲に直接関わる重要な労働条件であると認識している。

なお、人事院東北事務局長に対し、現場の状況を踏まえ一層の改善を図るよう要請を行う予定である。

- 3 各種感染症にかかる健康・安全確保について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更後も、基本的な感染防止対策(手洗い等の手指衛生、定期的な換気)の励行に努め、行政体

制の確保を図る必要があると認識している。

今後も職場の要望を踏まえた感染防止対策に努めるよう取り組んでまいりたい。

4 都道府県労働局のあるべき人事制度について

労働行政体制の確保のため、専門性の維持・向上は、重要な課題であり、要求事項は真摯に受けとめている。

5 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について

定年年齢自体の引上げ、再任用など本人の希望する多様な働き方の確保等については重要な課題であり、要求事項は真摯に受けとめている。

6 人事評価制度について

人事評価については、評価の斉一性や公正性に引き続き、配慮するとともに、評価結果については、国家公務員法に基づきその運用が適切に行われるよう努めてまいりたい。

7 非常勤職員の労働条件改善について

労働行政にとって、非常勤職員の重要性は一層高まってきており、処遇改善については重要な課題と認識しており、要求事項は真摯に受け止めている。

8 労働時間・休暇制度の改善について

労働時間の改善及び休暇制度の改善については、健康確保の観点からも重要な課題と認識しており、要求事項は真摯に受け止めている。

9 労働条件、職場環境等の改善について

労働行政の円滑な推進を図るため、職員の安全・健康の確保、職場環境の改善等に努めてまいりたい。